平成２５年（フ）第１４７号
新潟市南区能登738番地10
債務者　熊倉　正剛
1　決定年月日時　平成25年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７５号
山梨県甲府市長松寺町12番24号
債務者　飯窪　由美
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９９号
山梨県笛吹市石和町砂原170番地　リバーサイドヒル108
債務者　武井　宏幸
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
山梨県甲府市西田町５番30号　ハイツ西田101
債務者　井上美保子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０８号
山梨県甲府市下石田２丁目３番19号　ハイツパークサイド102
債務者　村山　一志
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０９号
山梨県甲府市下石田２丁目３番19号　ハイツパークサイド102
債務者　ＦＵＫＡＳＡＷＡ　ＡＭＹ　ＪＩＭＥ　ＮＥＺこと　フカサワ　アミー　ヒメネス（旧姓ガルシア）
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
山梨県甲府市千塚１丁目２番11号　グリーンハイツ千塚204
債務者　高橋　　昭
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７９号
三重県津市高茶屋５丁目３番22号　コーポＢ－Ｊ305
債務者　小津　純男
1　決定年月日時　平成25年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６６号
三重県四日市市三栄町４番15号　ヴィラカタオカ405
債務者　大槻　昌志
1　決定年月日時　平成25年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
三重県四日市市中川原１丁目１番25号　ロイヤルサイキ801
債務者　吉田　　毅
1　決定年月日時　平成25年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
三重県四日市市笹川７丁目26番地１
債務者　西田美智子
1　決定年月日時　平成25年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第８２号
三重県三重郡川越町大字豊田191番地１
債務者　鳴海万佑子
1　決定年月日時　平成25年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第４５８号
滋賀県栗東市小平井１丁目14番１－301号、前住所滋賀県栗東市小平井２丁目20番15号
債務者　岩元　有紀
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９４号
大津市柳川１丁目２番18号　ハイツ柳川103号
債務者　坂東智栄美（旧姓竹川）
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８号
滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上3642番地
債務者　川西　繁子
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第７３号
奈良市古市町1558番地の１　第10号市営住宅87号
債務者　柿本　千幸
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第９６号
奈良市青山１丁目１－１－101、住民票上の住所京都府木津川市梅美台５丁目５番地10
債務者　中西　秀雄
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
奈良地方裁判所